

# 近世スコットランドにおける社会改良の縁由

川 脇 慎 也

## I はじめに

1560年、『スコットランド信条 (*the Scottish Confession*)』及び『規律の書 (*the First Book of Discipline*)』はスコットランド議会に提出された。本稿の目的は、そこで表明されたスコットランド教会の理念や構想を社会改良の視座から再構成し、当地の宗教改革を、18世紀以降に当地で全面化した社会改良へと繋がる思想的画期として捉え直すことである。

18世紀スコットランドにおける社会改良は、啓蒙研究や経済改革研究などの領域において盛んに取り上げられてきた。このような領域における諸研究は、その主たる対象である18世紀における多様な発展を、歴史的・思想的に明らかにしてきた。ポーコックは、大著『マキヤヴェリアン・モーメント』(*The Machiavellian Moment*)において、「英語圏の政治的伝統」が「共和主義的でマキヤヴェッリ的な概念や価値を担ってきた」ことを明確化したし、ロバートソンは、グロティウス、ホブズ、ロック、ピエール・ベール等々、18世紀スコットランドに留まらず、17世紀ヨーロッパにおいて広く活躍した多くの思想家達に光を当て、哲学・歴史・宗教の観点から「啓蒙」それ自体を再構成した (Robertson 2015)。

両研究の共通点は、宗教と啓蒙との関係を重視するところにある。「世俗化」とも称される啓蒙は、その宗教的な観念の薄まりが注目されがちである。しかし、「スコットランド啓蒙の父」と呼ばれるフランシス・ハチスンがスコット

ランド教会（Church of Scotland）の穏健派牧師であった。さらに、偉大な哲学者デイヴィッド・ヒュームでさえ信仰上の理由から、大学にポストを得られなかった。このような事実を思い起こせば、スコットランド啓蒙と宗教との関わりを、軽視できないことは明白である。

本稿の主な考察対象である両文書は、スコットランド教会に関する最初期の公文書であるだけでなく、教会綱領とも言うべきものであり、宗教改革の成果と見なされている。しかしながら、これが宗教改革の終結を意味しないことは、周知の事実である。カトリック排斥という意味では、一応の区切りと見なし得るけれども、その後もスコットランド教会はカトリックの復活を警戒しつつ、その内部において改革を継続しなければならなかったからである。司教派と長老派の争い、イングランド国教会との軋轢を経て、スコットランドの宗教改革は、1707年におけるスコットランド長老派教会の国教化をもって完成に至ったと考えられる。

このような経緯を踏まえれば、1560年に成立したスコットランド改革派教会と、1707年の合邦によって、国教会として新しく歩み始めたスコットランド長老派教会とを同一視することはできない。それゆえ、その相違を明確化する作業が求められることになるが、そのためには事の起こりである宗教改革まで遡らなければならない、ということになる。言い換えるならば、18世紀スコットランド社会の華々しい発展を、その前史との関連で理解するためには、社会改良の視座から16世紀における宗教改革の成果を起点として再構成しなければならないわけである。

以下では『スコットランド信条』及び『規律の書』の論考をメルクマールとして、16世紀スコットランドにおける宗教改革を啓蒙の起点として再構成したい。

## Ⅱ 『スコットランド信条』とその理念

1525年、スコットランドにおいてルター派の書籍輸入禁止令が布告され、1528年には、ルター派の教義を説教したという理由でパトリック・ハミルトン (Patrick Hamilton, 1504-28) が処刑された。このような事実は、当地へのプロテスタントの流入が、遅くとも16世紀の20年代以前に始まっていたことを示している。その後も、ジョージ・ウィシャート (George Wishart, 1513-46) ら殉教者は後を絶たなかったが、スコットランドにおけるプロテスタント信仰は拡大を続けた<sup>1</sup>。

スコットランドにおけるプロテスタント信仰の確立を決定づけたのは、摂政ギーズのメアリに対する反乱であった。1554年以来、親フランス政策を実施し、スコットランドをフランスの属国にしようと画策していた彼女に対して、プロテスタント信仰の擁護、並びに外国人への隷属と専制政治からの国家の開放というスローガンを掲げて、貴族たちが反旗を翻したのであった。自らを「スコットランドにおけるイエス・キリストの忠実な会衆 (Congregation)」と称した貴族とレルドの軍は、イングランド女王エリザベス1世 (Elizabeth I, 1533-1603) からの援軍に救われて、1560年2月のエディンバラ条約締結に漕ぎつけたのであった。それによって英仏両軍はスコットランドから撤退することになり、直後の議会において、『スコットランド信条』および『規律の書』が提出された。

両文書は「6名のジョン」と呼ばれる牧師たちがスコットランド教会からの要請に応じて作成した、謂わば教会の綱領であった<sup>2</sup>。審議の結果、『スコットランド信条』は議会から承認されるとともに、「法皇の権威並びにカトリックの監督によるあらゆる支配の撤廃」「ローマ教会の利益のために制定されたあらゆる法令の禁止」「ミサ執行の禁止」が制定されたのである (角替1974, 222; 浜林1987, 130)。『規律の書』は終ぞ議会を通過するには至らなかったが、そこに記されている教義や聖典礼、偶像崇拜の廃止などプロテスタント信

仰の骨子に関する規定、牧師の選出や給与、教会財産、長老や執事の選出、教会運営に関わる事項などに従って、改革は進められたのである。

このような1560年における一連の出来事をもって、スコットランド長老派協会が成立したかどうかは議論の別れるところである。「長老、執事、牧師から成り、長老会、中会、大会、教会総会の組織によって運営される、18、19世紀の長老主義教会」が誕生するのは1690年であるし、1560年から130年間、スコットランド教会の教義と制度は修正を余儀なくされたからである<sup>3</sup>。とはいえ、プロテスタント信仰を明確に打ち出し、それを強力に推進する教会の方針が議会によって1560年に承認されたこともまた事実である。スコットランド教会の教義や制度が、なぜ、どのように変更されたのかを検討し、把握するためにも、その組織発足時の原理原則を明確化しなければならないわけである。

『スコットランド信条』<sup>4</sup>は全25条からなり、『規律の書』と重なる内容も多分に含んでいる。しかし、その第11条「昇天」(3.11)や第16条「教会」(3.16)において、イエス・キリストが「教会の唯一の頭」であると表明していることは、この文書がカトリック教会だけでなく国家に代表される世俗的な権力に対しても、その立場を明確化した公文書であることを示している。つまり、ヘンリ8世の治世に「国王至上法」(Act of Supremacy)によって、国王を「唯一最高の首長」と規定されたイングランド国教会とは異なり、国王のような世俗の権力者にも、カトリックの教皇にも従うことはない、とスコットランド教会は表明したのである。

スコットランド教会は、第18条「それによって偽りの教会から真の教会を見極めるしるし、および、誰が教理の審判者になるのか」(3.18)において、聖書の内容のみに従うことが宣明した。しかし、書物である以上、そこには解釈の相違をめぐる問題が生じるのではなかろうか。このような疑問に関して、『スコットランド信条』においては以下のように述べられている。

イエス・キリストを告白するスコットランド王国の住人である我々は、自

分たちの教会において教えられる教理、言い換えると、書かれている神のみ言、すなわち、旧・新約聖書に含まれ、本源的に聖典的とみなされてきた書物に含まれる教理ゆえに、我々の都市や町、まさしく改革された諸地域に、そのような教会を有する、とはっきりと主張する。これら〔旧・新約聖書〕において、人間の救いにとって信じられねばならない一切のことが十分に言い表されている、と我々は断言する。聖書の解釈は、卓越や先行、つまり個人や場所を理由に、如何なる公私の人物にも、未だ如何なる教会——それは他に優越するのであるが——にも属さず、聖書がそれによって書かれた神の御霊に属する、と我々は告白する。(3.18; [ ]は引用者)

上記の引用文に示されているように、スコットランド教会における教義は「旧・新約聖書」に書かれていることのみであり、聖書の解釈は公私を問わず、如何なる人物であれ、教会であれ、恣意的にできるものではない。どんなに卓越した人物であっても、由緒ある教会であっても、そうなのである。聖書の解釈は「それによって書かれている神の御霊に属している」というわけである。換言すれば、聖書は、聖書に含まれる内容によってのみ解釈可能であり、したがって、そこに疑問の余地はないというわけである。聖書主義の徹底という意味において、「改革されたスコットランドの教会は、その神学においては、疑いようもなく『カルヴィニスト』だった」のである<sup>5</sup> (Donaldson, 1972, 62)。

このように、スコットランド教会は『スコットランド信条』においてイエス・キリストのみを「唯一の頭」として頂き、具体的には聖書のみに従う方針を鮮明化した。それによって、教会に対する教皇の影響力を排除したのであるが、このような方針は世俗の支配者との衝突へと突き進むことは、火を見るよりも明らかである。しかし、ここで述べられているのは、あくまでも信仰上の教義や方針については、いかなる権力の介入も認めないということに過ぎない。スコットランド教会の世俗の権力に対する態度は、第24条「国家の為政者」

(3. 24) において次のように規定されている。

我々は、帝国、王国、領土、及び都市は神によって設立され、規定されることを告白し、承認する。それらにおける権力や権威、つまり、帝国における皇帝、王国における国王、領土における諸侯 (dukes and princes)、さらに都市における行政長官は、神ご自身の素晴らしさの表明のため、そして、人類の善及び幸福のために、神の聖なる布告によって定められるのである。(3. 24)

すなわち、権力者による支配は、「人類の善及び幸福のために」神によって定められたことなのである。権力者は「神の代理人」であり、「善人を称えるときともに守るため、また悪人を罰するために」、「剣」すなわち武力を神から与えられたのである。それゆえ、権力者は「宗教の保全と浄化」の義務を負っているというわけである (3. 24)。

このように整理して間違いないとすれば、『スコットランド信条』は世俗と宗教、言い換えれば現実世界と精神世界において、その管轄権を明確化するものであった、ということになる。次節においては、『規律の書』を頼りに、それを実現する制度設計と、それを支える思想について明らかにしよう。

### Ⅲ 『規律の書』における教会制度

まず論考の便宜上、以下に『規律の書』<sup>6</sup>の目次を抜粋して示すことから始めよう。

序文

第1項 教義について

第2項 聖礼典について

第3項 偶像崇拜の廃止に関して

第4項 牧師とその合法的な選出に関して

第5項 牧師の給与、ならびに、正当に教会に属する地代と財産の分配に  
関して

監督についての項目

学校のために

大学の設立について

第6項 教会の地代と教会財産について

第7項 教会訓練について

第8項 長老と執事の選出に関して

第9項 教会の行政 (Policie) に関して

結論

枢密院令

上記第1～9項の内容が、綱領とも言えるものに記載されていることは至極当然であろう。第1～3項は、『スコットランド信条』の内容と重なるところが多い。この目次が示しているように、またその序文にも明記されているように、『規律の書』は「教義、聖礼典の執行、牧師の選出、その維持のための生活費支給、教会規律、教会行政に関して、この王国内で順守されるべき共同規定と信仰統一のための次の諸項目」について規定するものである (Discipline, 85 /訳209)。

しかし、第5項と第6項の間に、「監督について」「学校のために」「大学の設立について」という条項が配置されている構成は、一瞥の限りにおいて違和感を覚えざるを得ない。第5項の内容は、教会活動を実践する牧師の待遇と、その原資となる地代と教会財産の分配に関わるものであり、第6項はそれを保証する財政的裏付けについてである。両項の間には直接的な関連性がある。「監督について」「学校のために」「大学の設立について」の項目は、それを隔てる

ように配置されている。

このような「規律の書」全体の内容と構成をめぐる問題は、スコットランド宗教改革に関する研究において主要なテーマであり続けているが、これは本稿で取り上げるにはあまりに大きすぎるテーマである。本稿では、あくまでもその秩序の維持と教育に論点を限定して、論考をすすめることにしたい。

さて、改革教会はスコットランド国内を10～12の監区に区分したが、監督者は監区の責任者である。監督者は、「王国内の敬虔で学識のある全員の中から、10名か12名」選ばれ、「教会の設立、秩序の維持」、及び牧師のいない地域の「牧師の任命」等を行う役職者である<sup>7</sup> (Discipline, 115/訳225)。

この監督制度は、司教が司教座を管轄するカトリック教会の司教制度を踏襲したものである(原田2017, 43)。さらに、監督者の数が「10名から12名」と確定的でないことには、いくつかの理由が考えられるだろう。まず、監督者制度の構想が漠然としたものであり、その先行きが不透明であったというものである(原田2017, 43)。次に、不測の事態に備えて、意図的にその数を確定させなかったという可能性も考えられる。しかし、『規律の書』には、「全国を監督と同数の監区に分けた」とある。したがって、監区の数が増えれば、それよりも多く監督者を任命する場合には、特定の監区を管轄しない監督者が出ることになる。『規律の書』において、そのような監督者の処遇に関する言及がないという事実を踏まえると、原田(2017)が明確に指摘するように、『規律の書』が作成された時点において、監督者制度は十分に整備されていなかったということになる。そうだとすれば、ノックスらが『規律の書』の作成を要請されてから提出するまでの期間は、スコットランド教会としての綱領を綿密に構想するには短く、その内容には検討の余地が残されていたということにもなる。

このような可能性にノックスらが気づかなかつたわけではない。というのは、ノックスは宗教改革の只中において改革を主導し、女王メアリらカトリックの復活と教皇制の再導入を目論む論客たちと、議論を戦わせた切れ者であったこ

とからも明らかである。とすれば、「ジョン・ノックスが描き出した改革大綱の大部分は、当時の司教制度による教会統治体制の下において、実施できると理解していた」ことになる (Donaldson, 1972, 78)。

つまり、1560年の時点において、スコットランド改革派教会は、カトリック教会並びにその長たる教皇と決別すると同時に、世俗の権力者と共存する理念を示すことはできたが、それを実現するための制度のうえでは、カトリックのそれを踏襲していたわけである。監督者制度は、およそ10年間しか維持されなかったという事実を重視するならば、「監督の職務は、本質的には、目前の教会の健全さのための過渡期の急場しのぎの豊作であり、実践的な一時の策術であった」とも言えよう (Hazlet 2003, 127)。では、監督者たちは教会から何を期待されていたのであろうか。『規律の書』には、次のように記されている。

…説教ばかりでなく、牧師の生活、勤勉さ、行状や教会の秩序と民衆のマナーについても審査する。彼らはさらに貧民がどのように支えられているか、若者がどのように教化されているかに配慮しなければならない。彼らは訓戒の必要なところで訓戒し、良き助言で宥和を実現できるような事柄を述べなければならない。そして最後に、教会の譴責によって強制がなされるよう、凶悪な犯罪に目を留めなければならない。(Discipline, 122/訳 227)

引用箇所によると、監督者は域内をただ巡回して視察すればよいというわけではなく、その活動中に説教すること、「牧師の生活、勤勉さ、行状や教会の秩序と民衆のマナーについても審査する」ことが求められた。彼らは牧師が教区の貧民をどのように支援しているのか、また若者の教化の状況把握をも求められた。くわえて、彼らの役割は、凶悪犯罪の抑止にまで及んでいた。このような規定は、既に検討した世俗における権力者たちの義務と重なっている。繰

り返しになるが、権力者による支配は、神の栄光のみならず、「人類の善及び幸福のために」、神によって定められたことであった。権力者の有する裁定権や武力は、「善人を称えるとともに守るため、また悪人を罰するために」神から与えられた「剣」であり、それゆえ、権力者は「宗教の保全と浄化」の義務を負っているのであった。

『規律の書』によるこのような規定は、凡そ3通りに解釈できよう。その第一は、「人類の利益と福祉」の増進と「宗教の保持と浄化」を達成するためには、スコットランド教会が、その活動において世俗の権力者たちと協力することが不可欠であるとする理解である。これは、『スコットランド信条』における世俗の権力についての規定と『規律の書』における規定とに矛盾がないことから、十分に考えられうる想定である。その第二は、その達成は、世俗の権力者たちにのみ任せることは危険を孕むという理解である。宗教改革の歴史を紐解けば、世俗の権力者たちがカトリックの復活や教皇制の再導入を企てないとも限らないことは明白である。したがって、第二も十分に考えられうる想定である。そうだとすると、スコットランド教会は、この両方の理解を合わせて持っていたという第三の解釈が浮かび上がってくる。スコットランド教会は、理念的には、世俗の権力者の共存関係のなかで、「人類の善及び幸福」の増進と「宗教の保全と浄化」を達成することが望ましいと考えていたが、歴史を振り返れば、世俗の権力者たちを全面的に信用できない。それゆえ、『規律の書』において、監督者の役割として教化だけでなく、管轄地区における社会福祉の監視を定めたわけである。

そうした場合に懸念されるのが、監督地区における権力が監督者に集中することによる腐敗である。それゆえ、監督地区における牧師の任命権は、監督者に独占的に与えられたものではなかった。第4項「牧師とその合法的な選出に関して」には、次のような規定がある。

牧師をその職務に任命することは、牧師が指名されることになるその民

衆と教会の同意、ならびに牧師の審査のために指名された学識ある牧師たちの承認によって成り立つのでなければならない。(Discipline, 101/訳217)

既述のように、監督者は「王国内の敬虔で学識のある全員の中から」選ばれるわけであるから、引用文における「牧師の審査のために指名された学識ある牧師たち」に相当する。それとは別に、「牧師が指名されることになるその民衆と教会の同意」も必要とされるのである。すなわち、監督者制度は、カトリック教会の司教制度に準ずるものではなく、腐敗の排除を含めて、宗教改革の成果が鑄込まれたものなのである。

#### IV コモンウェルスへの貢献と教育

スコットランドにおける教育的制度や文化の形成に対して、『規律の書』が多大な影響を及ぼしたことは、宗教改革の1つの成果として注目されてきた(角替1974, 20; 松下2000, 28)。本稿においても既に指摘したように、従来の研究においてもスコットランドは宗教改革によってカルヴィニズムを最も受容した国の一つであると評されるが、教育に関わる限りで、その特徴はどのようなところにあるのであろうか。

カルヴァンにとっては、教育の目的は、すべての民衆を、それぞれ信仰篤き人間に育成することであった。そしてそのことが同時に、国家の良き形成者を育成することにつながったのである。彼にとって国家とは神によって支配されるべきものであった。したがって、教育は国家的に行われなくてはならず、その内容は、第一に、すべての民衆が正しく聖書を読むことができるようになるためのものであり、第二に、神の栄光を外に向かって表すための職業の訓練でなければならなかったのである。(角替1974,

221)

上記の引用文には、カルヴァンにとって教育の目的は「全ての民衆」を「信仰篤き人間」に育てることであるが、信仰の観点からだけでなく、その目的には「国家の良き形成者」を育成することも含まれている。それゆえ、教育は国家が取り組むべき課題であり、その内容は聖書の正しい理解と、神の栄光、すなわち神に導かれた人類の福利増進を実現する手段を身に着けるための職業訓練というわけである。このようなカルヴィニズムは『規律の書』において、どのように具体化されるのであろうか。『規律の書』の「学校について」は次の一節から始まる。

敬虔な行政官の職務および義務とは、神の教会から一切の迷信を追放し、暴政と束縛から教会を自由にするだけでなく、後世に続く人々にまで教会はどのように純粹さを保ちうるのか、その準備をしておくことにあるから、この点について、自由に貴下らにわれわれの判断を伝えなければならない。(Discipline, 129/訳231)

この一節において、「学校について」は、「敬虔な行政官の職務および義務」に関するものであると表明されている。それは、まず「神の教会から一切の迷信を追放」して「暴政と束縛から教会を自由にする」ことである。スコットランドにおける宗教改革が教皇権力の排除と、カトリックからの独立を勝ち取る戦いであった。このことを思い起こすならば、ここで言及されている「敬虔な行政官の職務及び義務」は偶像崇拜を排して、教皇とカトリック教会に囚われない聖書のみに基づいた信仰を保証することである、と言い換えられよう。さらに「敬虔な行政官」は、その保証が「後世に続く人々にまで」続くように努めなければならない、というのである。しかし、何を、どのように準備しなければならないのであろうか。その答えは、続く叙述に示されている。

神は、この地上に置かれたその教会が、天使によってではなく、人間によって教導されるものと定めたもうており、かつ、人間は生まれつき神ならびに一切の敬虔さについては無知であり、また神が原始教会において使途やその他の者に対してたしたもうたように、突如人間を変えて奇跡的に人間の心に光をあてるといふようなことを止めたもうているから、今もし貴下らがこの王国の若者を徳高く教育し敬虔に育むことに、大いに注意を払うのは当然であろう。(Discipline, 129/訳231)

此処には、教会を主導するのは他ならぬ人間であるのだが、人間は「生まれつき神ならびに一切の経験さについて無知」であるという理解が示されている。「王国の若者を徳高く教育し敬虔に育む」以外に、教会を存続させ、聖書のみに基づいた信仰を保証する道は他にないというわけである。『規律の書』において教育が重視される理由は、カトリックの復活と教皇制の再導入に対する強い警戒だけでなく、スコットランド改革派教会の人間観にも見出されるのである。

さらに、スコットランド改革派教会による教育は貴賤貧富関係なく、「父親によって強制されなければならない」と規定されている。

どの父親も、その身分や条件がどのようなものであれ、その子供たちを、特に子供たちの若い時期、父親の気紛れのままに扱ってはならず、すべての者が徳と知識のうちに子供たちを育てるように強制されねばならぬという点を、注意深く規定しなければならない。(Discipline, 132/訳232)

スコットランド改革派教会は、プロテスタント信仰の普及や教会の存続と発展のみを目的として、教育について規定しているわけではない。子どもたちは、「教会と社会 (commonwealth) の利益のために」あるいは「社会が彼らから何らかの慰めを得られるように」修学を課せられるというのである (Discipline,

132/訳233)。子どもたちは、まず「教理問答書の朗読と勉強」「文法とラテン語」「アーツと哲学と語学」「コモンウェルスの利益のために彼らが主として働くのを目指す勉強」に取り組む。子どもたちは、このような学修に一定時間費やした後、「いつそうすんだ知識の獲得に進むか、あるいは何らかの手のわざか、それともその他の役立つ訓練に向かうか」を決めることになる。その段になってから、子どもたちはキリスト教について本格的に学び始めるのである（以上 Discipline, 132-3/訳232-3）。ここで示されている大凡のカリキュラムは次の通りである。

完全に読むことを学び、教理問答に答え、文法の初歩の入門を果たすには、二年間で十分であろうと思う。それ（文法のことを指す）が完全に達成されるためには、さらに三、四年間、アーツ、すなわち論理学と修辞学、およびギリシア語には四年間、そして残りは、二四歳になるまで、法律であれ、自然学あるいは神学であれ、修学者が教会やコモンウェルスの役に立つ研究のために費やされる。（Discipline, 134-5/訳233-4）

このように、スコットランド改革派教会による教育課程は24歳までを前提とし、その後「カレッジか大学における専門講師」か、「教会かコモンウェルスに仕える」ことになる、というわけである。もし『規律の書』に定められた教育を実現できれば、「コモンウェルスに必要な真の説教者やその他の役職者の目標を満たすのに十分役立つであろう」という言葉で、「学校について」は結ばれている（以上 Discipline, 135/訳234）。

## V おわりに

以上で確認したように、スコットランド改革派教会は、『スコットランド信条』においてイエス・キリストのみを「唯一の頭」として表明して、具体的に

は聖書のみに従う方針を鮮明化した。この宣言によって、教会に対する教皇の影響力を排除したけれども、このような方針は世俗の支配者との衝突へと突き進む危険性を孕んでいた。だが、スコットランド教会による宣言は、あくまでも信仰上の教義や方針については、いかなる権力の介入も認めないということに過ぎなかった。

スコットランド教会は、理念的には、世俗の権力者の共存関係のなかで、「人類の利益と福祉」の増進と「宗教の保持と浄化」を達成することが望ましいと考えていたのである。とはいえ、世俗の権力者たちが全面的に信用できないことは、歴史が示す通りであった。『規律の書』において、監督者に教化だけでなく、管轄地区における社会福祉監視の役割を担わせた背景には、このような宗教改革渦中の教会認識が色濃く反映されていた、というわけである。

教会を主導するのは他ならぬ人間であるが「生まれつき神ならびに一切の経験さについて無知」であるがゆえに、さらには、人間を突如として返る奇跡も期待できない以上、「王国の若者を徳高く教育し敬虔に育む」以外に、教会を存続させ、聖書のみに基づいた信仰を保証する道は他にないのであった。以上を合わせて考えるならば、『規律の書』において教育が重視される理由は、カトリックの復活と教皇制の再導入に対する強い警戒だけでなく、スコットランド教会の人間観にも見出されうるのである。

だからこそ、スコットランド教会は教育制度の整備に努めたのであり、同時に、常に社会に貢献する教育方針を強調していた。このことを重視するならば、宗教改革は、18世紀に展開するスコットランド啓蒙を育んだ教育的文化の端緒といえるであろう。このような教育方針が17世紀以降の諸法によって整備され、近世スコットランドの目を見張る発展を下支えたのである。

## 付記

本論文は、2019年度社会文化研究所共同研究費の助成を受けて行った研究成果の一部である。

## 注

- 1) ウィシャートは、「聖書にその典拠が見当たらない教義や礼拝儀式はすべて拒否するという、スイスのプロテスタントの教義を説教したとして」処刑された (smout 1969, 55/訳43)。
- 2) 「6名のジョン」は、以下6名である。ジョン・ノックス (John Knox)、ジョン・ウイラック (John Willock)、ジョン・ウインラム (John Winram) ジョン・スポティズウッド (John Spottiswood)、ジョン・ロー (John Row)、ジョン・ダグラス (John Douglas)
- 3) smout (1969, 57/訳45)。スコットランド長老派教会の成立に関する議論については、飯島 (1962) が特に詳しい。
- 4) 本稿において引用する際には、Presbyterian Church (U.S.A.). 2014. *The Constitution of the Presbyterian Church (U.S.A.)*, Part I, the Office of the General Assembly: 11-26 において各条項に付された引用番号を、引用箇所末尾に記載する。
- 5) スコットランド改革派教会による教会管理はカルヴァンの『キリスト教綱領』(Institutio Christianae Religionis) や『教会規定』(Ordonnances Ecclesiastiques) に従ったものであったし、初等教育にはカルヴァンの教義問答書の翻訳が用いられていた (角替 1974, 221)。
- 6) 本稿においては Cameron (1972) を参照したが、引用する際には *Discipline* と標記する。
- 7) スコットランド宗教改革における「監督制度」の詳細、及びそれをめぐる諸論点については原田 (2017) が特に詳しく、本稿も大いに学んでいる。

## 参考文献

- Brown, Thomas. 1891. *Church and State in Scotland: A Narrative of the Struggle for Independence from 1560 to 1843*, MacNiven & Wallace, Edingburgh, 1981. 松谷好明訳『スコットランドにおける教会と国家』すぐ書房、1985年。
- Cregeen, Eric. 1970. "The Changing Role of the House of Argyll in Scottish Highlands", in *Scotland in the Age of Improvements*, eds. by N. T. Phillipson and R. Mitchison, Edinburgh University Press: 5-23.
- Cameron, James K.. 1972. *The First Book of Discipline*, the Saint Andrew Press.

- 飯島啓二訳「規律の書 (1560/61年)」出村彰・丸山忠孝・飯島啓二訳『宗教改革著作集 第十巻』教文館、1993年：203-72.
- Devine, T. M.. 1991. 'The Making of Industrial and Urban Society: Scotland 1780-1840.' In *Why Scottish History Matters*, ed by Rosalind Mitchison, Saltire Society: 79-89.
- Donaldson, G.. 1972. *Scotland Church & Nation through Sixteen Centuries*, Barnes & Noble.
- Hazlet, W. I. P.. 2003. *The Reformation in Britain and Ireland —An Introduction—*, T & T clark, 2003.
- Henderson, G. D. 1960. The Scots Confession: 1560, the Saint Andrew Press: 58-80, in *The Constitution of the Presbyterian Church (U.S.A.)*, Part I, by Presbyterian Church (U.S.A.). 2014. the Office of the General Assembly: 11-26.
- Lenman, Bruce. P.. 1991. 'Union, Jacobitism and Enlightenment.' In *Why Scottish History Matters*, ed by Rosalind Mitchison, Saltire Society: 65-78.
- Lynch, Michael. 1991. 'The Age of Renaissance and Reformation.' In *Why Scottish History Matters*, ed by Rosalind Mitchison, Saltire Society: 41-52.
- Pocock, P. G. A., 1975. *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*, Princeton University Press. 田中秀夫・奥田敬・森岡邦泰訳『マキャヴェリアン・モーメント』名古屋大学出版会、2008年。
- Smout, T. C.. 1969. *A History of the Scottish People 1560-1830*, Fontana/ Collins. 木村正俊監訳『スコットランド国民の歴史』原書房、2010年。
- Stevenson, David. 1991. 'Twilight before Night or Darkness before Dawn? Interpreting Seventeenth-Century Scotland.' In *Why Scottish History Matters*, ed by Rosalind Mitchison, Saltire Society: 53-64.
- Stone, Lawrence. 1969. 'Literacy and Education in England 1640-1900.' In *Past and Present*, No.42: 69-139.
- Winram, John., Spottiswood, John., Willock, John., Douglass, John., Row, John., & Knox, John. 1772. *The First Book of Discipline: or the Policie and Discipline of the Church*. In *A collection of confessions of faith; &c*, Vol. II. by Church of Scotland: 515-620. 飯島啓二訳「規律の書 (1560/61年)」出村彰・丸山忠孝・飯島啓二訳『宗教改革著作集 第十巻』教文館：203-72, 281-90.
- 飯島啓二. 1962. 「スコットランド長老派教会の成立に関する一考察」『国際基督教大学学報 II-B 社会科学ジャーナル』 3 : 229-251。
- 角替弘志. 1974. 「スコットランド教育史」梅根悟監訳『世界教育史体系 8 イギリス教育史 II』講談社、1974 : 209-65.

- 田口仁久. 1993. 『イギリス教育史』文化書房白文社。
- 富田理恵. 1995. 「スコットランド宗教改革と2つの「規律の書」」『歴史学研究』(歴史学研究会編) 668: 32-47, 64.
- 浜林正夫. 1987. 『イギリス宗教史』大月書店。
- 原田浩司. 2014. 「スコットランド信仰告白」関川泰寛・袴田康裕・三好明編『改革教会信仰告白集』: 156-187。
- . 2017. 「スコットランド宗教改革における『監督者 (Superintendent)』をめぐると一考察」『人文学と神学』(東北学院大学学術研究会) 13: 47-62。
- 松下みゆき. 2000. 「近代スコットランドの教育制度に関する一考察—19世紀における教区学校制度の変容—」『人間文化学研究集録』(大阪府立大学大学院人間文化学研究科・総合科学研究科) 9: 28-40。

※訳文は必ずしも邦訳に依らない。

# The Contribution to the Thought of Social Improvements by the Scottish Reformation

Shinya Kawawaki

The main design of this paper is to describe the contribution to social improvements by the Scottish Reformation from the history of social thought perspective. To discuss the Scottish Enlightenment as a whole is beyond the scope of a brief paper, but to understand it, it is necessary to consider the context in which it occurred. This paper deals with two documents, *the Scottish Confession* and *the Book of Discipline*. These are equivalent to the general principles of the Reformed Church of Scotland, which include description to increase the profit of the commonwealth. This is a noteworthy fact as one of origins of the thought movement in eighteenth century Scotland, since the thought movement in eighteenth century Scotland is not irrelevant to the church.